

# 君津市災害廃棄物処理計画の概要

## 第1章 総則

### 1-1 計画策定の趣旨

近年、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理について、その初動対応や処理体制に関して様々な課題が取り上げられ、災害への事前の備えとして、地域特性等を考慮した、災害廃棄物処理への対応能力の向上が求められています。

過去の事例等を踏まえ、大規模災害時においても廃棄物の適正処理を確保するとともに、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するために策定します。

### 1-2 計画の位置付け

本計画は、環境省が定める「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「千葉県災害廃棄物処理計画」、「君津市地域防災計画」、「君津市国土強靱化地域計画」及び「君津市一般廃棄物処理基本計画」等との整合性を図り、災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方を示します。

また、法整備や他計画等の見直しがあった際には適宜見直しを行います。

### 1-3 対象とする災害廃棄物等

#### (1) 災害廃棄物

地震災害、風水害その他自然災害によって大量に発生する廃棄物

- ・可燃物 ・木くず ・不燃物 ・コンクリートがら
- ・金属 ・廃家電（4品目） ・有害廃棄物、危険物
- ・畳、布団 ・廃自動車等 ・思い出の品 外

#### (2) 生活に伴い発生する廃棄物

避難所生活や家庭での生活に伴い発生する廃棄物

- ・生活ごみ ・避難所ごみ ・仮設トイレのし尿

### 1-4 被害想定

本計画では、本市が想定した地震災害のうち、本市の被害が最大となる「君津市直下(相模トラフ)地震」及び千葉県が想定し、30年以内の発生確率が約70%とされている「千葉県北西部直下地震」について廃棄物発生量等を推計します。

被害想定	君津市直下(相模トラフ)地震	千葉県北西部直下
モーメントマグニチュード*	7.9	7.3
全壊棟数	3,500棟	1,300棟
避難者(最大)	42,504人	4,200人

※風水害については、令和元年房総半島台風等による廃棄物の処理実績を参考とします。

## 第2章 災害廃棄物等の処理

### 2-1 基本方針

#### ① 資源化

災害廃棄物を復旧・復興時における有用な資材ととらえ、可能な限り資源化します。

#### ② 減量化

非常災害時であっても、できる限り効率的に分別・選別し、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減します。

#### ③ 処理施設

最大限、君津地域広域廃棄物処理施設及び本市内の施設を利用して処理を行うことを優先します。処理期間内に処理できない場合は、仮設処理施設や広域処理を活用します。

#### ④ 処理期間

処理の遅れが被災地の復旧・復興の妨げとならないように可能な限り短期間での処理を目指し、発生量等に応じて適切な期間を設定します。

#### ⑤ 処理の透明性・経済性

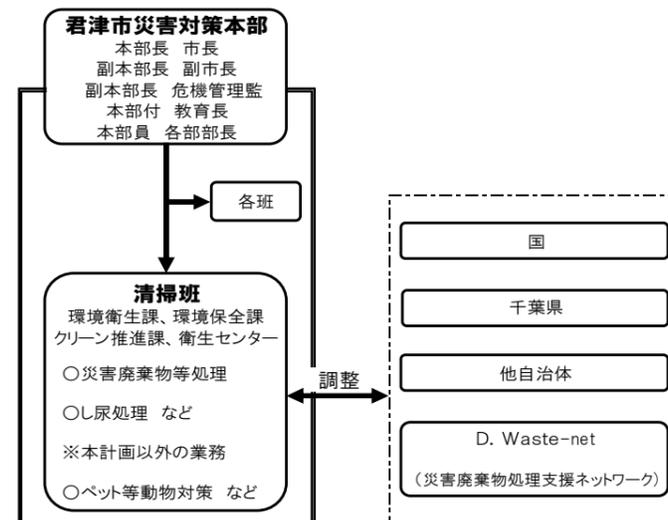
緊急性や処理の困難性を考慮し、合理的な処理方法を選択します。

また、経済的な処理を行うとともに、透明性の高い契約手順を確保します。

### 2-2 組織体制・指揮命令系統

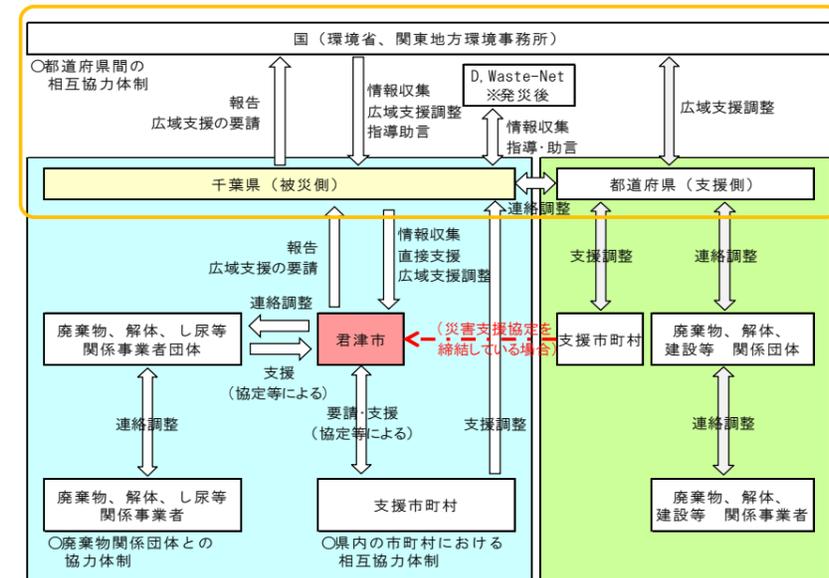
大規模災害が発生した場合、君津市地域防災計画に基づき設置される、市長を本部長とした君津市災害対策本部の下部組織として、清掃班を編成します。

災害廃棄物等の処理は、清掃班が中心となって行い、被災の規模に応じて他班へ応援を要請します。



### 2-3 協力・支援体制

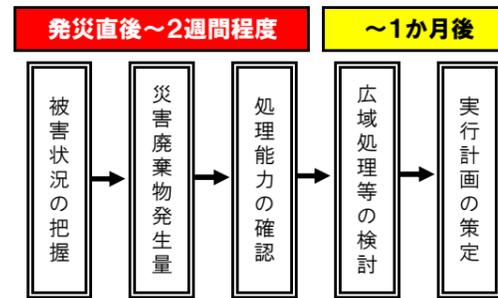
本市で発生する災害廃棄物の処理は、君津地域広域廃棄物処理施設及び市内の処理施設を利用することを優先しますが、被害が甚大な場合や既存施設での処理が困難な場合は、県を通じて広域的な調整を行い、他自治体へ処理を委託するなど広域連携を図ります。



## 2-4 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害時に適切かつ円滑・迅速に処理を行うために、被害想定などを基に、災害時の廃棄物処理業務について検討し、速やかに災害廃棄物処理実行計画を策定できるように資料を準備します。

災害廃棄物処理実行計画は、計画策定の趣旨、被害状況及び災害廃棄物発生量、処理の基本方針や処理方法等で構成し、被害状況の変化に応じて適宜、見直します。



## 2-5 生活に伴い発生する廃棄物等(最大値)

し尿、生活ごみや避難所ごみの処理は、公衆衛生及び生活環境保全の観点から、早急に処理を開始します。

避難者数が最大になると見込まれる時期は、発災後1日後になります。

時期	生活ごみ	避難所ごみ	仮設トイレ	し尿収集
発災1日後	25.4 t/日	23.3 t/日	676基	91,207L/日

## 2-6 災害廃棄物発生量・処理可能量(最大値)

### (1) 災害廃棄物発生量・処理可能量

災害時に発生する片付けごみ及び公費解体により発生する廃棄物の見込み量及び標準的な処理期間である2年半の間で既存処理施設（君津地域広域廃棄物処理施設及び君津市リサイクルプラザ）において処理が可能な廃棄物の見込み量は次のとおりです。

種別	発生量	処理可能量	過不足量
可燃物	64,309 t	7,846 t	▲56,463 t
不燃物	270,669 t	29,205 t	▲241,464 t
コンクリートがら	499,528 t		▲499,528 t
金属	27,383 t		▲27,383 t
柱角材	24,085 t		▲24,085 t
廃家電	1,143 t		▲1,143 t
廃自動車	3,737 t		▲3,737 t
合計	890,854 t		▲853,803 t

### (2) 処理能力の評価

可燃物及び不燃物の既存施設での処理については、不足が見込まれていることから、他自治体及び民間施設への協力要請や仮設処理施設設置等を検討します。

また、コンクリートがら、金属及び柱角材については、破碎施設等を有していないことから、仮設処理施設での破碎や民間施設での再資源化を検討します。

なお、廃家電及び廃自動車については、平常と同様のリサイクルルートを活用し、再資源化を図ります。

## 2-7 仮置場(最大値)

### (1) 仮置場の種類

仮置場での初期の分別が廃棄物の減量化、再資源化につながることから、発災後、速やかに公表することとします。

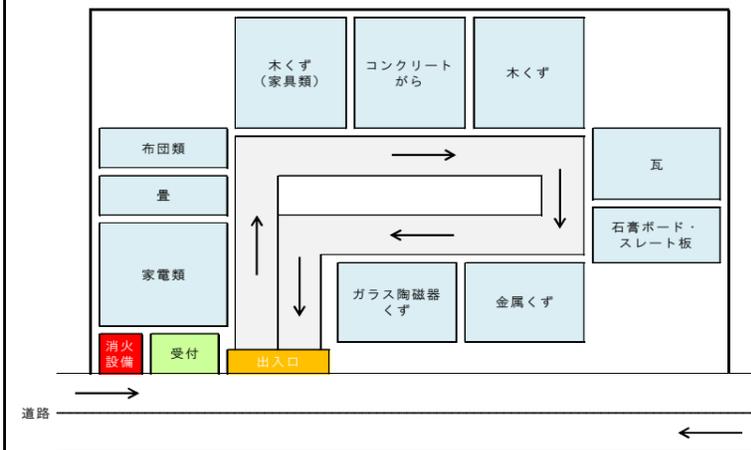
なお、仮置場候補地は、原則として公有地とします。

呼称	定義
仮置場	○処理（リユース・リサイクルを含む）前に、仮置場等にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所。
仮置場	○災害廃棄物等の一時的な保管および中間処理（高度な破碎・選別・焼却）を行う場所。

### (2) 一次仮置場の必要面積

仮置きが必要となる廃棄物量及び一次仮置場の必要面積は次のとおりです。

種別	仮置量	面積
合計	532,270 t	195,245㎡



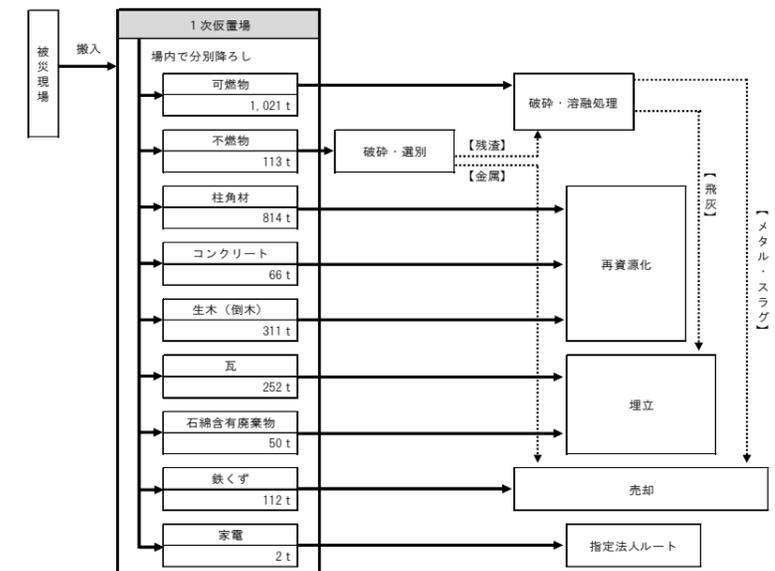
## 2-8 令和元年房総半島台風等の被害

### (1) 片付けごみ

発災直後から市民やボランティアが直接、仮置場へ搬入を行った片付けごみについては、処理量が2,741tとなりました。

り災証明書を交付した棟数は、4,928棟となり、1棟あたりの廃棄物発生量は、0.56tとなりました。

また廃棄物の性状は、強風により屋根が破損したことによる雨漏りで使用できなくなった、布団、木製家具等の可燃物や柱角材の搬入量が全体の7割程度となりました。



### (2) 公費解体により発生した廃棄物

家屋の公費解体（42棟実施）により発生した廃棄物については、処理量が2,298tとなり、1棟あたりの廃棄物発生量は、54.72tとなりました。

また、廃棄物の性状は、柱等の木くずが3割程度、基礎等のコンクリートが5割程度となりました。